

【重要！】本学会で認定している胚培養士資格制度について、以下 2 件の重要なお知らせがございます。

2019 年 5 月 31 日

理事長 河野友宏

認定委員会委員長 寺田幸弘

日本卵子学会では、2002 年に胚培養士資格認定制度ならびに 2007 年に生殖補助医療管理胚培養士認定制度を発足させ、2018 年には、生殖補助医療胚培養士 1,255 名、生殖補助医療管理培養士 19 名が有資格者として活躍しております。今後益々、不妊症医療を支える胚培養士の質の向上が求められるところがございます。

昨今の状況を鑑み、理事会ならびに認定委員会を中心に議論を重ね、この度 2 件の規則改定を行いました。いずれも胚培養士ならびに培養室運営にあたる管理胚培養士が社会で求められる能力のさらなる上達を目指すものでございます。

会員の胚培養士の皆様におかれましては、**2020 年度以降の申請者に適用**されますので、ご対応を頂きますようお願い申し上げます。

1. 一般社団法人日本卵子学会生殖補助医療管理胚培養士資格認定審査規則の改定

主な変更点:第 2 章生殖補助医療管理胚培養士資格更新の第 7 条(3)と(7)、第 8 条(6)と(10) 第 7 条(3)と(7)

(変更前) (3)最近 5 ヶ年に **5 編以上**の生殖に関わる学術論文を公表していること

(変更後) (3)最近 5 ヶ年に **2 編以上**の生殖に関わる学術論文を公表していること 学術論文には査読のある原著論文、短報、総説、プロシーディングを含めてよい。

(新たに追加) (7) 最近 5 ヶ年以内で、管理胚培養士として指導あるいは指導に準ずる活動をしていること

第 8 条(6)と(10)

(変更前) (6)最近 5 年間に発表した **5 編以上**の生殖に関わる学術論文の別刷

(変更後) (6)最近 5 年間に発表した **2 編以上**の生殖に関わる学術論文の別刷

(新たに追加) (10) 最近 5 年間の管理胚培養士としての指導・運営あるいはそれに準ずる活動履歴に関するレポート

2. 一般社団法人日本卵子学会 生殖補助医療胚培養士資格認定審査規則 の改定

変更点:第 1 章生殖補助医療胚培養士認定申請の第 3 条(7)

(変更前) (7) 研修記録 30 例の実施記録(委員会所定の様式) *これらの症例は申請の **直近 1 ヶ年以内**に所属施設で生殖補助医療を施行したものに限る。

(変更後) (7) 研修記録 30 例の実施記録(委員会所定の様式) *これらの症例は申請の **直近 2 ヶ年以内**に所属施設で生殖補助医療を施行したものに限る。

(補足) 委員会所定の 30 例の実施記録の様式を変更